

負担金検証調書【令和7年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	日本下水道協会負担金			市の担当部課	都市整備部下水道課		問い合わせ先	0568-44-0337
負担金の金額	予算額	177,000 円	当初交付額	175,240 円	決算額	175,240 円	前年度決算額	174,160 円

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	公益社団法人 日本下水道協会		(法人格の有無)	有	代表者	会長 大西一史	所在	東京都	
	構成団体	正会員 イ 一種正会員 本協会の目的に賛同して入会した下水道事業を実施し、又は計画中の地方公共団体 ロ 二種正会員 本協会の目的に賛同して入会した国又は地方公共団体の出資等を受け下水道に関する業務を行う法人 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した団体 特別会員 下水道事業の経営又は下水道の技術に関心を有する個人 名誉会員 下水道の普及発達に特別の功績があり理事長の推薦により総会の承認を得た者								
	設置の根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) ・ 公益社団法人 日本下水道協会定款								
	意思決定の方法	定時総会・臨時総会の開催による								
事務局の体制等	所在	東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル5~8階				代表者	理事長 岡久 宏史			
	事業資金の管理責任者		理事長			事業資金の管理者		総務部財政課		
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか?			完全準拠でない 場合の内容等					
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述		事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が、書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受ける。 会計については、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。 会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。					証拠書類 の有無	有
	事業資金等の保管方法		財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。							

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)	下水道の経営・技術の調査研究 / 研修・講習会等の開催 / 水道用資器材・用品の規格研究、検査事業 / 広報・促進活動 / 国際技術交流 / 大規模災害時の復旧支援 / 下水道専門誌の発行 / 相互扶助事業 等
(犬山市の役割)	事業概要や統計調査への情報提供等の協力
事業実績 (具体的な手法)	下水道展'25大阪においてシンポジウムを開催、温暖化対策推進や下水汚泥の肥料利用促進計画策定に向けた先進事例説明 / 能登半島地震を踏まえ災害時支援ルールの改定に向けた調査・検討 / 使用料改定シミュレーションソフト活用促進 / 国土交通省と連携して勉強会へ講師を派遣 / 協会誌の発行 / 下水道用資器材の登録審議や性能確認審査の実施 / 下水道研究発表会の開催 等
負担金を交付して 市が得たメリット	調査研究結果の提供 / イベント等への参加 / 経営等に関する相談

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)	175,240 円	精算の有無	有	精算(返還)額	0 円	精算後の負担金の額	175,240 円
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)	収入額	1,851,817,465 円	支出額	1,827,788,776 円	余剰額	24,028,689 円	
構成員の負担割合(根拠)	基本額48,000円+加算額 (人口10万人までは1,000人毎に3,000円加算) 過去5年間の平均額とする。						
余剰額が発生した場合の取扱い	翌年度繰越					繰越額	3,636,315,305 円
交付先における収入の状況(精算前の額)	会費 490,462,780円 / 事業収益 1,339,656,615円 等						
交付先における 支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)		決算(実績)			
		積算等	金額	積算等	金額	契約の方法、相手方等	
	事業費	給与、法定福利費、旅費 交通費、委託費 等	1,765,468,000 円	給与、法定福利費、旅費 交通費、委託費 等	1,647,645,958 円		
	管理費	給与、法定福利費、旅費 交通費、委託費 等	136,681,000 円	給与、法定福利費、旅費 交通費、委託費 等	128,418,218 円		
	合計		1,902,149,000 円		1,776,064,176 円		
	積算がない場合 の特記事項						

5 負担金の検証について

検証年度	令和7年度実施	検証内容	会計は毎年定期総会において審議、認定される。
------	---------	------	------------------------